平成２７年（フ）第５６７８号
東京都荒川区西日暮里１丁目46―11　モーラビル３Ｆ
債務者　馬込　知行
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　正剛
4　破産債権の届出期間　平成27年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７０８号
東京都練馬区土支田４丁目39―３
債務者　渡邉　健二
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下久保　翼
4　破産債権の届出期間　平成27年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２９号
神戸市中央区琴ノ緒町１―６―１　ローレル三宮502号、住民票上の住所神戸市中央区国香通５丁目１番８―805号
債務者　三丸　壽久
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高島　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３８８号
大阪市北区中之島５丁目３番92―509号
債務者　橋本　泰夫
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　良寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９６号
新潟市秋葉区中野１丁目10番10号
債務者　中村　二郎
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２９５号
大阪市住吉区我孫子西１丁目11番２―204号
債務者　岡田　英幸
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６号
山形県米沢市笹野町2432番地の20
債務者　影澤　政夫
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　祐哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１３８号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字三原145番地２
債務者　阿部　勝彦
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋惠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
三重県鈴鹿市若松東２丁目16番28号
債務者　田中　秀和
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　眞洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７４５号
広島市中区十日市町２丁目１番25―707号
債務者　山本　義幸
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宝　明義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５５号
広島市中区江波西１丁目８番８号
債務者　ビストロ　ラ　ボヌールこと　惠木　雄也
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５５号
広島市西区南観音２丁目７番14―307号
債務者　松原　　勉
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和　宙優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１９号
広島市安佐南区沼田町大字阿戸3867番地
債務者　山田　　昇
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０９号
沖縄県那覇市東町15番12号　ユーユーハウス302
債務者　野原　　博
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　光彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３３号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字裏町77番地
債務者　松井　有寛
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１５３号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目41番23号
債務者　水島　紀行
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５１８号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　４―307
債務者　山内　基代
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
埼玉県比企郡吉見町大字本沢107番地
債務者　丹　　信義
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部